

介護施設の整備促進についての意見書

今年3月に群馬県渋川市で、県の認定を受けていない老人施設で火災が発生し、10名の方が亡くなるという痛ましい事故が発生した。被害に遭われた多くの方は、東京で生活保護を受給しながら、この施設で介護サービスを受け生活していた高齢者であった。

現在の経済不況や雇用情勢の悪化により生活保護受給世帯は増え続け、また高齢者、とりわけ単身高齢者の割合も増加の一途をたどり、身寄りがなく家族介護が期待できない高齢者や加齢により身体機能が低下し自力での居宅生活が困難となる高齢者が増え続けている。このような状況に適切に対応するためには、受け入れ可能な施設や住宅の確保が必要となるが、都内では、特別養護老人ホームに入所を希望しても入れない待機者が4万人いるとも言われるなど、居宅での介護が困難でかつ低所得の高齢者等を受け入れてくれる施設が少ないために、結果として地方や都内の住環境の劣悪な未届け施設などにその受け皿を求めざるを得ないという事態が生じている。

こうしたことから、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができる受け皿づくりを早急に整備するための各種制度の改善や、財政支援の強化を図ることが喫緊の課題であるといえる。

よって、町田市議会は、東京都に対し、必要な介護を受けることができない高齢者の現況を十分把握し、国へのさらなる働きかけを含め、下記の事項の実現を強く求めるものである。

記

1. 老人福祉法に基づく未届け施設の実態把握や届出の徹底、既存施設の防火体制などの安全性の確保、高齢者の居住環境の改善に向けた対策を早急に講じること。
2. 在宅での介護が困難な低所得高齢者等の受け皿が不足している状況を早急に解消するため、特別養護老人ホームの用地費補助の復活などの施設の整備促進に向けた財政的支援や、運営費補助など関連施設が受け皿として機能するための制度改善など、総合的な支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。